

栄村UIJターン就業・創業移住支援事業補助金のご案内

1 概要

村内及び県内企業等の担い手不足の解消及び地域課題の解決並びに移住の促進を図るため、東京圏、愛知県及び大阪府から移住した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助条件

下記の要件のいずれにも該当する方。

- ① 移住する直前10年間のうち、通算して5年以上東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、愛知県または大阪府に在住し、就労していた方
- ② 支援金の申請が移住後3ヶ月以上1年以内の期間にされたものであること。
- ③ 栄村に5年以上継続して居住する意思のある方
- ④ 就業先が、長野県のマッチングサイト 外部のサイトに移動しますに掲載された事業所に応募し採用された方
- ⑤ 創業される方は、長野県創業支援金の交付決定を受けていること
- ⑥ その他要綱に定める要件があります。

3 補助金の額

区分	支援金の額
単身の世帯	60万円
2人以上の世帯	100万円

4 お問い合わせ先

栄村役場 商工観光課 企業係

メール sakae-club@vill.sakae.nagano.jp

電話 0269-87-3355

住所 〒389-2792 長野県下水内郡栄村大字北信2903